

契 第 2 1 号
令和 8 年 8 月 5 日

市営建設工事入札参加者 各位

大船渡市長 渕 上 清

市営建設工事の設計図書に関する質疑への回答について

令和 8 年 7 月 23 日付で公告した市営建設工事「入札第 028 号 西上甫嶺 5 号橋
橋梁修繕工事」の設計図書について、質問書が提出されましたので、別紙のとおり
回答します。

担当

大船渡市総務部契約検査室

〒022-8501

岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 15 番地

TEL 0192-27-3111（内線 226）

FAX 0192-26-4477

質 疑 応 答 書

(西上甫嶺 5 号橋橋梁修繕工事)

質疑 番号	質疑事項	回答
1	○ブロック積工について 本工事でのブロック積工では、橋梁及び水道管直下での施工となるが、ブロックの配置・設置・胴込コンクリートの打設・裏込碎石の投入等人力作業での施工が主になると予想される。契約後、かかる労力（人力運搬工など）に対しての増工もしくは工法(場所打ち擁壁工など)の変更は可能でしょうか？御回答の程よろしくお願いいたします。	現時点では、小型重機をユニッククレーン等により施工箇所へ搬入し、重機施工と人力施工を併用する施工方法を想定しております。なお、施工時に現地条件が設計時の想定と相違し、重機施工が困難で人力施工を主体とせざるを得ないことが確認された場合は、その内容を確認の上、設計変更の対象とします。
2	○ブロック積工について 本工事でのブロック積工において、床掘り条件は土砂、小規模となっているが、現場状況を確認したところ、適正な条件は岩塊・玉石、現場制約ありだと思われる。設計変更の対象となるか回答をお願いします。	上記同様の施工を想定しておりますが、施工時に実際の土質や現場条件が設計条件と相違し、岩塊・玉石や現場制約ありでの施工が必要であることが確認された場合に設計変更の対象とします。
3	○通行規制について 橋台下部から直高 3.85m、法勾配 1 : 0.4 で掘削を行うが、施工期間中は車両通行止めは可能でしょうか。また、仮設道路の整備が必要となった場合、設計変更の対象となるか回答をお願いします。	交通規制は通行止めを想定して積算しております。仮設道路の整備につきましては、協議のうえで施工に必要であると判断された場合に設計変更の対象といたします。
4	○橋梁本体について 橋梁下で稼働可能な小型の重機を使い床掘する場合、掘削土砂は左岸側から 0.5m³ クラスの重機ですくい上げ、積込む必要があるが、その場合、左岸側へ重機を回送するのに当該橋梁は使用できますか。図面の諸元では設計荷重不明である。0.5m³ クラスのバックホウの質量は約 13.5 t です。回答をお願いします。	当該橋梁については、同程度の重量を有する車両が通行している状況から、施工に際して橋梁上を 0.5m³ クラスのバックホウが通行することは可能と考えますが、施工に当たっては、橋梁通行時の安全性を十分確認した上での施工が必要となります。